

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令 新旧対照条文 目次

一 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（第一条関係）	1
二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令 （平成九年政令第八十五号）（第二条関係）	2
三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員 の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に 伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 （平成二十七年政令第三百四十五号）（第三条関係）	5
四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済 組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正 する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 （平成二十七年政令第三百四十七号）（第四条関係）	9

◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率）</p> <p>第六条の七 法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、当該年度における法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（次項において「名目手取り賃金変動率」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第四十三条の二第三項本文の規定が適用される年度 同条第一項に規定する物価変動率（次項において「物価変動率」という。）</p> <p>二 法第四十三条の二第三項ただし書の規定が適用される年度 一</p> <p>2 法第三十四条第一項に規定する調整期間における法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、当該年度における法第四十三条の四第一項に規定する算出率とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第四十三条の四第四項第一号の規定が適用される年度 名目手取り賃金変動率</p> <p>二 法第四十三条の四第四項第二号の規定が適用される年度 物価変動率（物価変動率が一を上回る場合にあつては、一）</p>	<p>（法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率）</p> <p>第六条の七 法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、当該年度における法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（次項において「名目手取り賃金変動率」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第四十三条の二第三項本文の規定が適用される年度 同条第一項に規定する物価変動率（次項において「物価変動率」という。）</p> <p>二 法第四十三条の二第三項ただし書の規定が適用される年度 一</p> <p>2 法第三十四条第一項に規定する調整期間における法附則第十一条第二項の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率は、前項の規定にかかわらず、当該年度における名目手取り賃金変動率に法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率を乗じて得た率とする。ただし、次の各号に掲げる年度については、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 法第四十三条の四第四項第一号又は第二号の規定が適用される年度 名目手取り賃金変動率</p> <p>二 法第四十三条の四第四項第三号の規定が適用される年度 物価変動率（物価変動率が一を上回る場合にあつては、一）</p>

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）（抄）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）</p> <p>第二十七条 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定の適用については、同条第一項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乗じて得た金額」とあるのは「ロに定める金額」とあるのは「ロに定める金額に百分の百を乗じて得た金額」と、「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」と、同条第二項中「一・二二」とあるのは「一・二〇四五四六」とあるのは「一附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とあるのは「一・二六八一八二（昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二六七二七三とし、昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二五七二七三とし、昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二四八一八二とし、昭和七年四月二日から</p>	<p>（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の特例）</p> <p>第二十七条 平成八年改正法附則第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正法附則第七十八条の規定による改正前の昭和六十年国共済改正法附則第五十一条の規定の適用については、同条第一項中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乗じて得た金額」とあるのは「ロに定める金額」とあるのは「ロに定める金額に百分の百を乗じて得た金額」と、「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」と、同条第二項中「一・二二」とあるのは「一・二〇四五四六」とあるのは「一附則別表第五の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率」とあるのは「一・二六八一八二（昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二六七二七三とし、昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二五七二七三とし、昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二四八一八二とし、昭和七年四月二日から</p>

昭和十年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二四二七二七とし、昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二三七二七三とし、昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二一三六三六とし、昭和五年四月一日以前に生まれた者にあつては一・二〇四五四五とする。」「と、「同項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千六百円」と、「三万六千五百六十四円」とあるのは「三万六千八百十円」とあるのは「同項第一号イ中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十二万五千七百十円」と、「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千六百円」とあるのは「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十二万五千七百十円」と、同条第五項中「前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第一項の従前額改定率及び国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の措置を講じることにより、旧共済法による年金の額を改定する場合」と、「同項」とあるのは「附則第三十五条第一項、平成十二年改正法附則第十二条第一項及び国民年金法第二十七条」と、「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並

昭和十年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二四二七二七とし、昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二三七二七三とし、昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者にあつては一・二一三六三六とし、昭和五年四月一日以前に生まれた者にあつては一・二〇四五四五とする。」「と、「同項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千六百円」と、「三万六千五百六十四円」とあるのは「三万六千八百十円」とあるのは「同項第一号イ中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十二万五千七百十円」と、「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十二万六千六百円」とあるのは「第四十六条第一項第一号中「七十三万二千七百二十円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）」とあるのは「七十二万五千七百十円」と、同条第五項中「前条第一項の規定により、旧共済法による年金の額の改定の措置を講じる場合」とあるのは「附則第三十五条第一項に規定する俸給年額改定率、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十二条第一項の従前額改定率及び国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の措置を講じることにより、旧共済法による年金の額を改定する場合」と、「同項」とあるのは「附則第三十五条第一項、平成十二年改正法附則第十二条第一項及び国民年金法第二十七条」と、「前条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附則第十二条第七項及び第八項並

びに国民年金法第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第二十七
条の四第四項及び第二十七条の五第四項」と、同条第六項中「前
条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附
則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第四項
、第二十七条の三第三項、第二十七条の四第四項及び第二十七条の五
第四項」とする。

2
5 (略)

びに国民年金法第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第二
十七条の四第三項及び第二十七条の五第三項」と、同条第六項中「前
条第二項」とあるのは「附則第三十五条第四項、平成十二年改正法附
則第十二条第七項及び第八項並びに国民年金法第二十七条の二第四項
、第二十七条の三第三項、第二十七条の四第三項及び第二十七条の五
第三項」とする。

2
5 (略)

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等） 第五十五条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、調整期間（改正後厚生年金保険法第三十条第一項に規定する調整期間をいう。第百二十条第二項において同じ。）における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率</p>	<p>（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等） 第五十五条 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下この条及び第百二十条において同じ。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率（改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下この条及び第百二十条において同じ。）</p> <p>二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、調整期間（改正後厚生年金保険法第三十条第一項に規定する調整期間をいう。以下この条及び第百二十条第二項において同じ。）における改定基準率は、当該年度における物価</p>

(厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十条第二項において同じ。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

(削る)

(削る)

(削る)

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 (略)

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第二百二十条 (略)

変動率に調整率(改正後厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率をいう。以下この項及び第二百二十条第二項において同じ。)を乗じて得た率(当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合(前号に掲げる場合を除く。) 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率(当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回るときは、一)

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額(第五十九条及び第六十八条において「控除調整下限額」という。)に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第二百二十条 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(次項

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

(削る)

(削る)

(削る)

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 (略)

において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合
名目手取り賃金変動率

二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合
一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回るときは、一）

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、

これを百田に切り上げるものとする。

◎ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令
 (平成二十七年政令第三百四十七号) (抄) (第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等) 第五十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、調整期間(改正後厚生年金保険法第三十条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率(厚生年金保険法第四十三条の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)とする。ただし、</p>	<p>(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等) 第五十四条 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(次項において「改定基準率」という。)は、当該年度における物価変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下同じ。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。</p> <p>一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合 名目手取り賃金変動率(改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下同じ。)</p> <p>二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合 一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、調整期間(改正後厚生年金保険法第三十条第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十二条第二項において同じ。)における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率(改正後厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一号に規定する調整率をいう。以下この項及び第二百二十二条第二項において同じ。)を</p>

次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

(削る)

(削る)

(削る)

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 (略)

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第二百二十二条 (略)

乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回るときは、一）

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（第五十八条第一項及び第六十七条第一項において「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等)

第二百二十二条 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（次項において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

(削る)

(削る)

(削る)

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 (略)

める率とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第一号に掲げる場合
名目手取り賃金変動率

二 改正後厚生年金保険法第四十三条の三第三項第二号に掲げる場合
一

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一 物価変動率が一を下回る場合 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 名目手取り賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回るときは、一）

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

3 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。